

「居宅介護サービス」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号平成18年9月29日)第9条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者自立支援法に基づく居宅介護を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

1. 事業者

名称	ケアビジネスエイド 株式会社
所在地	福岡市早良区小田部1丁目13番8号
電話番号	092-832-1818
代表者氏名	代表取締役 貝谷 隆 泰
設立年月	平成25年3月4日

2. 事業所の概要

事業所名称	訪問介護ステーション ケアエイド
サービスの主たる対象者	身体障がい者、知的障がい者、障がい児、精神障がい者
福岡市指定事業所番号	居宅介護 4010200972号(平成25年9月1日指定)
事業所所在地	福岡市東区香椎駅前2丁目4番15号
電話番号	092-672-7253
管理者氏名	村田 誉 憲
事業所の運営方針について	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
事業所が行なっている他の業務	重度訪問介護 4010200972号(平成25年9月1日指定) 同行援護 4010200972号(平成25年11月1日指定)

3. 事業実施地域

福岡市全域

4. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ※但し12/29～1/3を除く
受付時間	月～金 8時～22時、土・祝日 8時～22時
サービス提供時間帯	月～金 8時～22時、土・日・祝日 8時～22時

5. 職員の体制

- 1 管理者 1名

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

- 2 サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うとともに、自らも訪問介護の提供を行います。

- 3 訪問介護員等 常勤職員2名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供を行います。

- 4 事務職員 必要に応じて配置

必要な事務を行います。

※訪問介護員は、介護福祉士または介護職員実務者研修課程、介護職員基礎研修課程、介護職員初任者研修課程を修了した者、または、看護師・准看護師です。

※介護福祉士は、身体上・精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人の介護を行ったり、また家族介護者等に介護に関する指導を行ったりします。

(介護福祉士養成施設を卒業するか、介護福祉士国家試験に合格することが必要。)

※訪問介護員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも提示を求めることができます。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から居宅介護計画を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービス区分及びサービス内容〉

居宅介護

- ① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）
 - 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
 - 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
 - 食事介助…食事の介助を行います。
 - 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
 - 通院介助…通院の介助を行います。
 - その他必要な身体介護を行いません。

※ 医療行為はいたしません。
- ② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）
 - 調理…利用者の食事の用意を行います。
 - 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
 - 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
 - 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をします。
 - その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。
- ③その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

(2) 利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。6頁に記載する個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

〈2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合〉

- 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

〈利用者負担額の上限等について〉

- 介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。
- 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

〈償還払い〉

- 事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

(3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

①通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。(サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。)

②通院介助においてホームヘルパーに公共交通機関の交通費などが必要な場合、その実費をいただきます。(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。)

＜サービス利用料金＞

下記の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額(利用者負担)をお支払いいただきます。(個別減免等の負担軽減措置については6頁をご参照ください)

1. サービス利用料金	円
2. うち、介護給付費が給付される金額	円
3. サービス利用にかかる利用者負担額(1-2)	円

＜利用者負担の減免について＞

[利用者負担に関する月額上限]

○1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上減額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯 16(28)万円未満	9,300(4,600)円
一般	市町村民税課税世帯 16(28)万円以上	18,600円

[社会福祉法人減免]

対象:

通所系サービス[生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス]
訪問系サービス[居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援(グループホーム利用者除く)]

施設入所支援(20歳未満)

○収入や資産が一定以下の場合、社会福祉法人減免の対象となります。

○一つの事業所における上限額は、月額負担上減額の半額となります。なお、通所サービスのみを利用する場合には、低所得2であっても上限額は7,500円となります。

区分	一つの事業所あたりの月額上限負担額
低所得 1	7,500円
低所得 2	12,300円 (通所施設の場合、7,500円)

(社会福祉法人減免の対象となる収入、資産の状況)

	収入	預貯金等
単身世帯	150万円以下	350万円以下
2人世帯	200万円以下	450万円以下
3人世帯	250万円以下	550万円以下

<ご負担の例>

●通所施設と居宅介護を利用している場合

通所施設の事業費 130,000円 居宅介護の事業費 150,000円

	生活保護	障害基礎年金2級受給者 (年金月額 66,208円) (低所得1)	障害基礎年金1級受給者 (年金月額 82,758円) (低所得2)	一般
サービス利用料	0円	15,000円	24,600円	28,000円
↓ 社会福祉法人減免後		↓ 7,500円	↓ 12,300円	
食費等実費負担	14,300円	14,300円	14,300円	14,300円
↓ 減免後	↓ 5,100円	↓ 5,100円	↓ 5,100円	
合計負担額	5,100円	12,600円	17,400円	42,300円

※ 収入が障害基礎年金のみである場合

※ 同一の事業所が運営している通所施設と居宅介護を利用している場合

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(2)、及び(3)の①の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌々月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

- | |
|--|
| ア. 窓口での現金支払 |
| イ. 下記指定口座への振り込み
北九州銀行 西新支店 普通 5021346
ケアビジネスエイド 株式会社 |
| ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし |
| エ. 集金 |

(5) 利用の中止、変更、追加 (契約書第6条参照)

①利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日17時までに事業者申し出て下さい。

②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、

取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合、取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

③市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

④サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- ☆ サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ☆ 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

- ☆ サービスは、「居宅介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ☆ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

- ☆ 訪問時に、利用者の体調等の理由により居宅介護計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

願います。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除等）
- ⑧ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

(6) サービス利用中のご注意

以下のことがあった場合は提供を中止させていただきます。

- 1、自立支援に支障をきたすと判断できる行為が見受けられた時
- 2、提供中（外出中含む）に飲酒された場合や酒臭がする場合

買物代行や同行時の注意

- 1、事前に購入品の確認（メーカーや商品名など）し買物を行い、預かり金やおつりの確認をその都度願います。退室後の確認はトラブルの原因となりますので必ず提供中に願います。
- 2、ヘルパーの交通費のご負担をお願いします。
- 3、買物後は品物の確認を提供中に願います。希望の品かどうかや不良や腐敗がないかなど。後日のクレームについては事実確認が難しい為、提供中に願います。

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にもその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

本事業所では、関係法令（及びケアビジネスエイド株式会社個人情報管理規程）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9. 損害賠償保険への加入（契約書第9条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京日動海上火災保険
保険名	超ビジネス保険
補償の概要	サービス提供中に発生したお客様の怪我等の事故、財物の損壊、紛失 詐欺等の損害

10. 虐待の防止について

本事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
<虐待防止に関する責任者 村田 誉憲>
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11. 苦情等の受付について（契約書第14条参照）

（1）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係<苦情受付窓口（担当者）> 村田 誉憲

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30

< 苦情解決責任者 村田 誉憲 >

（3）行政機関その他苦情受付機関

<input type="checkbox"/>	早良区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市早良区百道2-1-1 TEL 092-833-4353
<input type="checkbox"/>	西区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市西区内浜1-4-1 TEL 092-895-7063
<input type="checkbox"/>	城南区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市城南区鳥飼6-1-1 TEL 092-833-4102
<input type="checkbox"/>	中央区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市中央区大名2-5-31 TEL 092-718-1099
<input type="checkbox"/>	南区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市南区塩原3-25-1 TEL 092-559-5121
<input type="checkbox"/>	東区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市東区箱崎2-54-1 TEL 092-645-1071
<input type="checkbox"/>	博多区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市博多区博多駅前2-9-3 TEL 092-419-1079

福岡県国民健康保険 団体連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本町13-47 TEL 092-642-7859 FAX 092-642-7857
--------------------	---

※対応時間 午前9時～午後5時

令和 年 月 日

居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

<事業者>

所在地 福岡市早良区小田部1丁目13番8号
 事業者名 ケアビジネスエイド株式会社
 代表者名 代表取締役 貝谷 隆 泰 印

管理者名 村 田 誉 憲

説明者名 印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 福岡市

氏 名 印

<p>※この重要事項説明書は、厚生労働省令第171号（平成18年9月29日）第9条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。</p>
